

学校いじめ防止基本方針

～未然防止と早期発見・早期対応のために～

湖南省立水戸小学校

1. はじめに

(1)いじめ防止の基本的な考え方(湖南省いじめ対策基本方針より)

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件です。それだけに、決して許されるものではありません。しかし、残念ながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものです。

学校教育に携わるすべての者は、そういう認識をもち毅然として対応に当たっていかなければなりません。そして、いじめに苦しむ子どもを出さないために、日ごろから子どもたちが安心して学べる学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応できる体制を作り上げておく必要があります。

万一、いじめが生じたときは、その問題を隠すことなく、学校・教育委員会と関係機関、地域、そして家庭が手を携えて問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

(2)いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

注1:「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

注2:「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

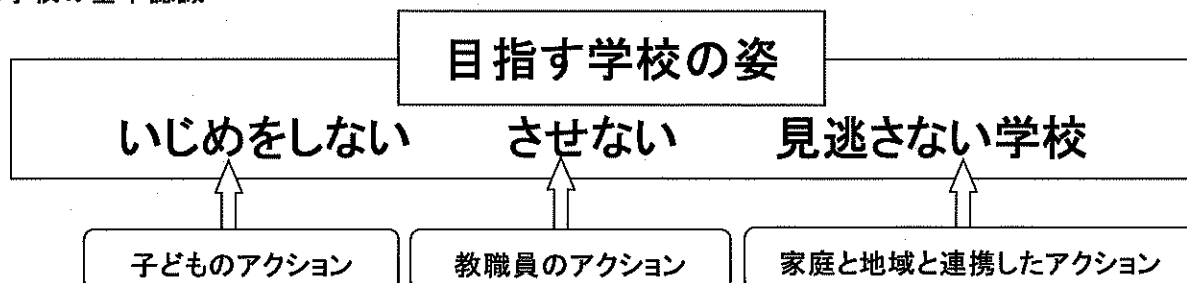
注3:「影響」とは、インターネットを通じて行われるものも含む。

注4:けんか等を除く。

(3)いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があり、加害者家族やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認します。

(4)学校の基本認識



児童の実態

- 乱暴な言葉を使い、嘲笑や排除等の表現で自己の優位を示すことが多い。
- 家庭基盤の弱さや生活状況の厳しさから、短絡的で刹那的な表現をする言語環境の中で生活している子が多い。
- トラブルの際に仲裁者が現れ、自ら解決していける集団には高まっていない。

2. 取組の方向性

(1)未然防止のために・・・いじめがあることを前提に取り組む学校

① 子どもが主体となった活動の重視

- ・すべての教育活動において、子どもが主体となった活動の創造と充実に取り組みます。
- ・すべての教育活動に社会性や情操を豊かにする体験的な活動を位置づけ、自信や意欲、自己肯定感を高める取組を進めます。
- ・「よいことはよい、だめなことはだめ」という教師の毅然とした態度を明確に示すことで、いじめをなくそうとする児童の気持ちを醸成します。

② 言語活動と道徳教育の重視

- ・市全体の取組である【『楽しくて力のつく湖南市教育』～「一人ひとりが世の光になる教育」の創造～ ～夢と志を育て、「生きる力の根っこ」を太くする～】について、重点的に継続した取組を進めます。
- ・規範意識や豊かな人間関係を育むため、全教育活動の中で道徳教育の充実に取り組みます。

③ わかる授業の創造

- ・国語科や特別支援教育にかかる研究の中で積み上げてきた成果を生かし、インクルーシブ教育の推進に向けての授業改善を推進します。

④ 自尊感情の育成

- ・支援配慮に関わる情報の共通理解と引き継ぎに留意し、個々に適した指導を継続することで、形成的評価による成就感や達成感が得られるようにします。
- ・一人ひとりの特性や状況を理解するために受容的に関わり、失敗しても「もう一度やってみよう」と思える意欲や風土を育てます。

⑤ 教職員の研修の充実

- ・パソコンやスマートフォン、ゲームの通信機能等を利用して行われるいじめの問題など、知見を常に更新し、教職員の資質向上の取組を継続し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。

(2)早期発見のために・・・SOSを見逃さない学校

① 意図的できめ細かなはたらきかけ

- ・好ましい人間関係を育てる指導の中で、子どもの目線でトラブルや課題を把握します。
- ・授業中はもちろん、休み時間、給食や清掃の時間、放課後等にも積極的に声かけをします。
- ・子どもや保護者の生活や思いを、定期的な聞き取りやアンケートなどできめ細かく把握します。

② 家庭・地域・関係機関との連携

- ・さまざまな方法を活用して、家庭や地域に学校を開く努力を続けます。
- ・日ごろから関係機関との連携を密にし、緊急時の対応や協力体制の構築に備えます。

③ 校園間の連携

- ・個別指導計画などの支援情報の活用と引き継ぎに努めます。
- ・連携事業や各種連絡会、研究会等おける協議や情報交換を大切にするとともに、相手校園の取組に学ぶように努めます。

(3)早期対応のために・・・いじめを絶対に許さない学校

① 組織的で重層的なチーム対応

- ・生徒指導主任が「危機管理の『さしすせそ』」に沿った課題対応のコーディネートを行います。
- ・課題の実態や解決に向けた取組に関わる情報は、全員で共有します。
- ・市教委や関係機関へ速やかに報告するとともに、必要な指導や協力を得るようにします。

② いじめられた児童を守る

- ・被害を受けた子どもへのケアを最優先するとともに、その保護者との意思疎通が円滑に行えるようにします。
- ・観察や聞き取りを継続して行い、指導と状況の見極めには十分な手立てと時間をかけ慎重に判断します。

③ 課題解決と再発防止の方策の明示

- ・課題解決と再発防止の方策、およびその実現に向けた努力を明示することで、信頼回復に努めます。

3. 取組の内容

(1)未然防止のために…いじめがあることを前提に取り組む学校

① 子どもが主体となった活動の重視

- ・教科学習の計画に子どもの関心や意向を反映するとともに、行事等の特別活動においては、子どもの発想や希望を生かした体験的な活動を構築します。
- ・学級において「よいことみつけ」に取り組んだり、児童会において「ふわふわ言葉」を推進したりするなどして、教師の方針と子どもたちの具体的な行動指針を明示します。

② 言語活動と道德教育の重視

- ・学校司書や読書ボランティアの方々と協力し、教科学習における図書館活用や読み聞かせ等により、読書に親しむ環境の充実に努めます。
- ・あいさつ運動については、全校でも学級でも指導を続けるとともに、保護者や地域の方々と連携した取組の充実に努めます。
- ・ボランティアの方々の思いに触れる機会を計画的につくり、人間関係づくりを内面から充実させるようにします。
- ・各学級における道德教育指導計画と道德教育年間指導計画を毎年見直し、道德教育を全ての教育活動の中に位置づけるとともに、関連の深い学習や活動を結びつけて、より効果的な指導が行えるようにします。

③ 自尊感情の育成

- ・個別の指導計画や生徒指導・教育相談に関わる情報を蓄積し、KIDS や回議文書によって関係者が情報を共有するとともに、個別のケース会議によるアセスメントやプランニングに基づき、いじめの疑いのある事案や支援を要する子どもや保護者に適切な評価や対応が行われるようにします。

④ 教職員の研修の充実

- ・校内研究に関わる協議の場はもちろん、人権教育および生徒指導の部会、各種ケース会議を実践的な研修の場とするとともに、市や県等の主催による各種研修会にも積極的に参加し、その伝達等による研修も推進します。

(2)早期発見のために…SOSを見逃さない学校

① 意図的できめ細かなはたらきかけ

- ・子どもに意図的積極的に声をかけ、受容的な関わりを日常的に大切にするとともに、定期的・計画的に「いじめに関わるアンケート」(年3回)を実施したり、教育相談週間を設けたりして、子どもの内面の理解と支援を行います。
- ・毎月の「校内人権デー」において提起されるテーマに基づいて啓発を行うとともに、関連する経験や思いをくみ取る機会とします。
- ・気になる行動や言葉、雰囲気を感じた時には、情報を留めることなく、担任や関係の主任等の間で共有し、必要に応じて危機管理の「さしすせそ」による対応ができるようにします。

② 家庭・地域・関係機関との連携

- ・連絡帳や週予定表などに加え、電話や訪宅によって保護者の生活や思いを日頃から把握するようにします。
- ・PTA総会、学級懇談会、PTA地区別懇談会等で、学校の方針や取組を説明するようにします。
- ・民生委員児童委員会、CS導入推進委員会において、学校の方針や状況を説明するとともに、いじめに関する取組について協議します。

③ 校園間の連携

- ・個別指導計画の記載内容を毎学期更新するとともに、保幼小中の連絡会などをつうじて、確実に引き継げるようにします。
- ・各校園および関係機関が持っている情報を共有し、連携した取組ができるように、連絡会研究会、ケース会議等に積極的に出席するようにします。

(3)早期対応のために……いじめを絶対に許さない学校

① 組織的で重層的なチーム対応

- ・緊急事案が発生した場合は、「危機管理の『さしすせそ』」を徹底し、生徒指導主任が中心になって、組織対応をコーディネートします。
- ・課題対応のためのケース会議を立ち上げ、アセスメントとプランニングを行い、複数対応をします。
- ・市教委や関係機関への報告や相談については主に管理職が行い、必要な支援や協力が得られるようにします。
- ・職員全員が情報を共有できるようにするために、生徒指導や人権教育の部会、職員会議、職員打ち合わせなどの機会を適宜活用します。

② いじめられた児童を守る

- ・いじめられた児童の立場や気持ちの理解を最優先し、養護教諭やSC、関係機関の協力のもと、被害を受けた子どもの安全と気持ちの安定が図れるようにします。
- ・把握した事実を正しく伝えとともに、十分な意思疎通ができる人間関係が結べるよう、適切な職員が複数で対応できるようにします。
- ・関係機関を含むケース会議において、客観的な判断を加えながら、的確なプランニングが行えるようにします。

③ 課題解決と再発防止の方策の明示

- ・発生した事象については、その内容を可能な範囲で子どもたちに伝え、「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」ことを宣言します。
- ・再発防止に向けては、「子ども」「教職員」「家庭・地域」のそれぞれに必要なアクションがあることを具体的に示し、協力して取り組んでいくことで信頼回復に努めます。
- ・児童の人権やプライバシーに十分配慮しつつ、保護者や教育委員会と協議しながら、可能な情報については公開することを検討します。

(4)特に配慮が必要な児童について

○いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援、保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。

- * 発達障がいを含む、障がいのある児童
- * 海外からの帰国や入国した児童、外国籍の児童など外国につながる児童
- * 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童